

○ 財務省告示第三十四号
平成十六年一月二十六日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省行二令第六号～第五十三条第十一項の規則へ平成十一年に基づき、平成省告示第三十四号

國庫短期財務証券（第四百二十五回）大臣 麻生 太郎

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法
三 用振替法の適
二 一
の法律発行の名称及び記述

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ競争は受けれるもとの規定。

る参て札發によ「振替法」といふ。その規定。

も加、「と行の者財同一發行」といふ。その規定。

にご務時といふ。その規定。

よと大にいふ。その規定。

るに臣行う。その規定。

発応がわく。その規定。

行募各れ及「札わする。その規定。

へ限國るび価「れる。その規定。

以度債入価格とる。その規定。

下額市札格競い入の規定。

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最 扱	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 札 格 第 参 市 発 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
千 万 円	万 四 万 五 五千四兆 千五千二 九百六千 百五百百 二十五三 十億十 円四円九 千 億 七 六 百 千 六 三 十 百 三 六	千 額 九 額 万 面 千 面 円 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 五 二 百 千 五 百 十 四 一 十 億 七 二 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発		
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 札 格 競	債 別 第 參 市 I	行 債 市 競 場	行 行 競 格		
平 成 二 十 六 年 一 月 二 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	償 當 還 し と 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	た だ 成 し 、 と 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 償 は 還 年 四 月 四 年 六 百 六 年 五 百 厘 百 五 毛 毛 以 上 九 九 十 九 業 業 日 日

十額の十額 平す額の振
八面応八面 成るの記替
錢金募錢金 二。整載法
四額価三額 十数又の
厘百格厘百 六倍は規
一円五円 六年 の記定
毛に毛に 一月 金録に
つ以つ 月額はよ
き上き 二月 に、る
九の九 十日 よ最振
十九れ九 日 る低替
十九ぞ円 も額口
九れ九 の面座
と金簿